

青森県報

号外第八号

平成十五年二月五日(水曜日)

目 次

海区漁業調整委員会	
漁業法による公聴会の開催	(事務局) 一
東部海区内におけるいかつり漁業の禁止	(同) 四
漁業法による公聴会の開催	(同) 四
西部海区内におけるいかつり漁業の禁止	(同) 六

海区漁業調整委員会

青森県東部海区漁業調整委員会公示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第四項の規定により、漁業権

一斉切替えに伴う免許内容等の事前決定に関する公聴会を次のとおり開催する。

平成十五年二月五日

青森県東部海区漁業調整委員会

会長 新 田 常 雄

一 開催期日及び開催場所

開催期日	開催場所	備 考
平成十五年 二月十九日	青森市新町二丁目一 の二一	一 共同漁業権 公示番号東共第一号(三戸郡階上町)

午後一時

アラスカ会館四階
「ダイヤモンドの間」

地先)、同東共第二号(同)、同東共第三号(三戸郡と八戸市との境から同市大字鮫町字小舟渡平に至る地先)、同東共第四号(同)、同東共第五号(八戸市大字鮫町字日蔭沢から字日の出町に至る地先)、同東共第六号(同)、同東共第七号(八戸市大字白銀町、築港街、大字湊町、新湊及び大字河原木地先)、同東共第八号(同)、同東共第九号(八戸市大字市川町地先)、同東共第十号(同)、同東共第十一号(上北郡百石町地先)、同東共第十二号(同)、同東共第十三号(三沢市地先)、同東共第十四号(同)、同東共第十五号(上北郡六ヶ所村大字倉内及び大字平沼地先)、同東共第十六号(同)、同東共第十七号(上北郡六ヶ所村大字出戸地先)、同東共第十八号(同)、同東共第十九号(上北郡六ヶ所村大字泊地先)、同東共第二十号(同)、同東共第二十一号(下北郡東通村大字白糠及び大字小田野沢地先)、同東共第二十二号(同)、同東共第二十三号(下北郡東通村大字猿ヶ

森及び大字尻労地先)、同東共第二十四号(同)、同東共第二十五号(下北郡東通村大字尻屋地先)、同東共第二十六号(同)、同東共第二十七号(下北郡東通村大字岩屋地先)、同東共第二十八号(同)、同東共第二十九号(下北郡東通村大字野牛地先)、同東共第三十号(同)、同東共第三十一号(下北郡東通村大字蒲野沢字石持、字千鳥道、字浜ノ平及び大字大田地先)、同東共第三十二号(同)、同東共第三十三号(むつ市大字関根地先)、同東共第三十四号(同)、同東共第三十五号(下北郡大畑町地先)、同東共第三十六号(同)、同東共第三十七号(下北郡風間浦村大字下風呂地先)、同東共第三十八号(同)、同東共第三十九号(下北郡風間浦村大字易園間地先)、同東共第四十号(同)、同東共第四十一号(下北郡風間浦村大字蛇浦地先)、同東共第四十二号(同)、同東共第四十三号(下北郡大間町大字大間地先)、同東共第四十四号(同)、同東共第四十五号(下北郡大間町大字奥戸地先)、同東共第四十六号(同)、同東共第四十七号(下北郡佐井村地先)、同東共第四十八号(同)、同東共第四十九号(下北郡大間町大字大間地先)、同東共第五十号(三沢市及び百石町地先)及び同東共第五十一号(三沢市、百石町、八戸市及び階上町地先)

二 定置漁業

公示番号東定第一号(三沢市四川目地先)、同東定第二号(三沢市砂森地先)、同東定第三号(上北郡六ヶ所村大字出戸地先)、同東定第四号(下北郡東通村大字猿ヶ森地先(通称猿ヶ森漁場))、同東定第五号(下北郡東通村大字尻労地先(通称小沼川尻漁場))、同東定第六号(下北郡東通村大字尻労地先)、同東定第七号(下北郡東通村大字尻屋地先)、同東定第八号(むつ市大字関根地先)

三 区画漁業

公示番号東区第一号(三戸郡階上町大字道仏字榭、字道仏及び字小舟渡地先)、同東区第二号(三戸郡階上町大字道仏字大蛇、字荒谷及び字浜久保地先)、同東区第三号(八戸市大字金浜字塩竈地先)、同東区第四号(八戸市大字鮫町字大作平地先)、同東区第五号(八戸市大字鮫町字法師浜地先)、同東区第六号(八戸市大字鮫町字種差地先)、同東区第七号(八戸市大字鮫町字深久保地先)、同東区第八号(八戸市大字鮫町字日蔭沢から字白浜までの地先)、同東区第九号(八戸市大字鮫町地先)、同東区第十号(同)、同東区第十一号(同)、同東区第十二号(同)、同東区第十三号(同)、同東区第十四号(三沢市大字五川目地先)、同東区第十五号(下北郡東通村大字白糠地先)、同東区第十六号(下北郡東通村大字小田野沢地先)、同東区第十

- 二 口述者の範囲
- 1 漁業権者
- 2 入漁権者
- 3 漁業権漁業の経営者

	<p>七号（下北郡東通村大字野牛字稲崎地先）、同東区第十八号（むつ市大字関根地先）、同東区第十九号（同）、同東区第二十号（同）、同東区第二十一号（下北郡大畑町大字正津川字正津川地先）、同東区第二十二号（同）、同東区第二十三号（同）、同東区第二十四号（下北郡大畑町大字大畑字上野地先）、同東区第二十五号（下北郡大畑町大字大畑字二枚橋地先）、同東区第二十六号（同）、同東区第二十七号（下北郡大畑町大字大畑字鷹ノ巣地先）、同東区第二十八号（下北郡大畑町大字大畑字木野部地先）、同東区第二十九号（同）、同東区第三十号（下北郡風間浦村大字易国間地先）、同東区第三十一号（同）、同東区第三十二号（下北郡風間浦村大字蛇浦地先）、同東区第三十三号（下北郡風間浦村大字蛇浦字古釜谷地先）、同東区第三十四号（下北郡佐井村大字佐井字原田、字古佐井及び字黒岩地先）、同東区第三十五号（下北郡佐井村大字佐井字糠森、字矢越、字磯谷、大字長後字長後及び字福浦地先）、同東区第三十六号（下北郡佐井村大字長後字牛滝地先）及び同東区第三十七号（同）</p>

- 4 漁業協同組合関係者
- 5 その他利害関係のある者
- 三 免許の内容等

免許の内容等は、次の場所に備え置いて縦覧に供する。

- 1 階上町役場
- 2 八戸市庁
- 3 百石町役場
- 4 三沢市役所
- 5 六ヶ所村役場
- 6 東通村役場
- 7 むつ市役所
- 8 大畑町役場
- 9 風間浦村役場
- 10 大間町役場
- 11 佐井村役場
- 12 階上漁業協同組合
- 13 八戸市南浜漁業協同組合
- 14 八戸鮫浦漁業協同組合
- 15 はちのへ漁業協同組合
- 16 市川漁業協同組合
- 17 百石町漁業協同組合
- 18 三沢市漁業協同組合
- 19 六ヶ所村漁業協同組合
- 20 六ヶ所村海水漁業協同組合
- 21 泊漁業協同組合
- 22 白糠漁業協同組合
- 23 小田野沢漁業協同組合
- 24 猿ヶ森漁業協同組合
- 25 尻尻漁業協同組合
- 26 尻屋漁業協同組合
- 27 岩屋漁業協同組合
- 28 野牛漁業協同組合

- 29 石持漁業協同組合
- 30 関根浜漁業協同組合
- 31 大畑町漁業協同組合
- 32 下風呂漁業協同組合
- 33 易国間漁業協同組合
- 34 蛇浦漁業協同組合
- 35 大間漁業協同組合
- 36 奥戸漁業協同組合
- 37 佐井村漁業協同組合
- 38 青森県漁業協同組合連合会
- 39 八戸漁業協同組合連合会
- 40 下北郡漁業協同組合連合会
- 41 三戸地方農林水産事務所八戸水産事務所
- 42 下北地方農林水産事務所むつ水産事務所
- 43 青森県海区漁業調整委員会事務局

青森県東部海区漁業調整委員会指示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、いかつり漁業の操業について、次のとおり禁止する。

平成十五年二月五日

青森県東部海区漁業調整委員会
会 長 新 田 常 雄

一 次の表の上欄に掲げる海域において、同表下欄に掲げる期間は、総トン数五トン未満の動力漁船を使用し、するめいかを対象に営むいかつり漁業の操業をしてはならない。

海 域	期 間
次 の 点 を 順 次 に 結 ぶ 線 及 び 陸 岸 に よ り 囲 ま れ た 海 域 を 除 く、 青 森 県 東 部 海 区 管	平 成 十 五 年 三 月 一 日 か ら 同 年 四 月 三 十 日 まで

内	備 考
1 東津軽郡高野崎灯台 2 高野崎灯台正北五海里の点 3 下北郡大間崎灯台と北海道亀田郡汐首岬灯台とを結ぶ線の中央点 4 下北郡大畑港北防波堤灯台北東三海里の点 5 下北郡尻屋崎灯台正北三海里の点 6 下北郡尻屋崎灯台正東三海里の点 7 下北郡白糠灯台正東三海里の点 8 白糠灯台正東三海里の点一百度の線と上北郡の海岸線との交点	平成十五年五月一日から同月二十日まで

(指示の有効期間)

平成十五年三月一日から平成十六年二月二十九日まで

青森県西部海区漁業調整委員会公示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第四項の規定により、漁業権一斉切替えに伴う免許内容等の事前決定に関する公聴会を次のとおり開催する。

平成十五年二月五日

青森県西部海区漁業調整委員会
会 長 船 橋 正 良

一 開催期日及び開催場所

開催期日	開催場所	備 考
平成十五年二月二十日	西津軽郡鰯ヶ沢町大字赤石町字大和田三九の	一 共同漁業権 公示番号西共第一号（西津軽郡岩崎

午後一時

五

青森県水産試験場二階会議室

村大字大間越地先)、同西共第二号(同)、同西共第三号(西津軽郡岩崎村大字黒崎、大字松神、大字森山、大字岩崎、大字正道尻及び大字沢辺地先)、同西共第四号(同)、同西共第五号(西津軽郡深浦町大字舩作及び大字月屋地先)、同西共第六号(同)、同西共第七号(西津軽郡深浦町大字横磯、大字深浦、大字広戸及び大字追良瀬地先)、同西共第八号(同)、同西共第九号(西津軽郡深浦町大字蠡木地先)、同西共第十号(同)、同西共第十一号(西津軽郡深浦町大字蠡木と大字風合瀬との境から大字風合瀬、貝良木川尻に至る地先)、同西共第十二号(同)、同西共第十三号(西津軽郡深浦町大字風合瀬、貝良木川尻から同町大字柳田に至る地先)、同西共第十四号(同)、同西共第十五号(西津軽郡鱒ヶ沢町大字姥袋町及び大字赤石町地先)、同西共第十六号(同)、同西共第十七号(西津軽郡鱒ヶ沢町大字赤石町と大字淀町との境から木造町大字館岡字上沢辺堀替に至る地先)、同西共第十八号(同)、同西共第十九号(西津軽郡木造町大字館岡及び車力村地先)、同西共第二十号(同)、同西共第二十一号(北津軽郡市浦村地先)、同西共第二十二号(同)、同西共第二十三号(北津軽郡小泊村地先)、同西共第二十四号(同)、同久共第一号(西津軽郡深浦町大字久六・久六島周

辺)、同久共第二号(同)

二 定置漁業

公示番号西定第一号(西津軽郡岩崎村大字大間越地先(通称中の淵漁場))、同西定第二号(西津軽郡岩崎村大字松神地先)、同西定第三号(西津軽郡岩崎村大字沢辺地先(通称沢辺漁場岡網))、同西定第四号(同(通称沢辺漁場沖網))、同西定第五号(西津軽郡深浦町大字舩作地先(通称椿山漁場))、同西定第六号(西津軽郡深浦町大字月屋地先(通称黄金崎漁場))、同西定第七号(西津軽郡深浦町大字横磯地先(通称大淵漁場))、同西定第八号(西津軽郡深浦町大字深浦地先(通称入前漁場))、同西定第九号(同(通称行合漁場))、同西定第十号(西津軽郡深浦町大字追良瀬地先(通称追良瀬漁場))、同西定第十一号(西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢地先(通称籠島漁場))及び同西定第十二号(西津軽郡深浦町大字柳田地先(通称江沢漁場))

三 区画漁業

公示番号西区第一号(西津軽郡岩崎村大字大間越字木蓮寺地先)、同西区第二号(西津軽郡深浦町大字風合瀬字上砂子川地先)、同西区第三号(西津軽郡深浦町大字風合瀬字中砂子川地先)、同西区第四号(西津軽郡深浦町大字風合瀬字下砂子川地先)、同西区第五号(西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢

- 二 口述者の範囲
 - 1 漁業権者
 - 2 入漁権者
 - 3 漁業権漁業の経営者
 - 4 漁業協同組合関係者
 - 5 その他利害関係のある者
- 三 免許の内容等
 - 1 岩崎村役場
 - 2 深浦町役場
 - 3 鱒ヶ沢町役場
 - 4 木造町役場
 - 5 車力村役場
 - 6 市浦村役場
 - 7 小泊村役場
 - 8 秋田県八森町役場
 - 9 秋田県峰浜村役場
 - 10 秋田県能代市役所
 - 11 大間越漁業協同組合
 - 12 岩崎村漁業協同組合
 - 13 舩作漁業協同組合
 - 14 深浦漁業協同組合
 - 15 風合瀬漁業協同組合
 - 16 大戸瀬漁業協同組合
 - 17 赤石水産漁業協同組合

免許の内容等は、次の場所に備え置いて縦覧に供する。

地先)、同西区第六号(西津軽郡車力村大字富泡地先)、同西区第七号(北津軽郡小泊村字阿曾内地先)、同西区第八号(北津軽郡小泊村字嗽沢地先)及び同西区第九号(北津軽郡小泊村字砂山及び南小泊山国有林野地先)

- 18 鱒ヶ沢漁業協同組合
- 19 車力漁業協同組合
- 20 十三漁業協同組合
- 21 脇元漁業協同組合
- 22 下前漁業協同組合
- 23 小泊漁業協同組合
- 24 秋田県漁業協同組合
- 25 秋田県漁業協同組合北部総括支所
- 26 秋田県峰浜村漁業協同組合
- 27 秋田県能代市浅内漁業協同組合
- 28 青森県漁業協同組合連合会
- 29 青森県海区漁業調整委員会事務局
- 30 秋田県海区漁業調整委員会事務局
- 31 秋田県農林水産部水産漁港課

青森県西部海区漁業調整委員会指示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、いかり漁業の操業について、次のとおり禁止する。

平成十五年二月五日

青森県西部海区漁業調整委員会
会 長 船 橋 正 良

一 次の表の上欄に掲げる海域において、同表下欄に掲げる期間は、総トン数五トン未満の動力漁船を使用し、するめいかを対象に営むいかり漁業の操業をしてはならない。

海 域	期 間
次 の 点 を 順 次 に 結 ぶ 線 及 び 陸 岸 に よ り 囲 ま れ た 海 域 を 除 く、 青 森 県 西 部 海 区 管 内	平 成 十 五 年 三 月 一 日 か ら 同 年 四 月 三 十 日 まで

<ol style="list-style-type: none">1 秋田県男鹿市入道崎灯台2 入道崎灯台正西七海里の点3 西津軽郡舩作崎灯台正西七海里の点4 西津軽郡大戸瀬崎灯台北西六海里の点5 北津軽郡小泊岬北灯台正西七海里の点6 東津軽郡竜飛崎灯台と北海道松前郡臼神岬灯台とを結ぶ線の中央点7 東津軽郡高野崎灯台正北五海里の点8 下北郡大間崎灯台と北海道亀田郡汐首岬灯台とを結ぶ線の中央点9 大間崎灯台	平成十五年五月一日から同月二十日まで
---	--------------------

(指示の有効期間)

平成十五年三月一日から平成十六年二月二十九日まで

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭